

社会福祉法人沖縄市社会福祉協議会
個人情報保護規程

社会福祉法人 沖縄市社会福祉協議会個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報個人が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであるという観点から、社会福祉法人沖縄市社会福祉協議会（以下「法人」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、法人の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、電子メールアドレス、緊急時連絡先、障がいや病歴などの支援を必要とする事由、その他法人の事業活動において必要な事由、または個人別に付された番号、記号その他の符号、記録により当該個人を識別できるものをいう。

(2) 保有個人情報

法人が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人情報であつて、その存否が明らかになることにより本人または第三者の生命、身体または財産に危害が及ぶおそれがあるもの、または違法もしくは不当な行為を助長し、または誘発するおそれがあるもの以外をいう。

(3) 本人

個人情報から識別され、または識別され得る個人をいう。

(4) 従業者

法人の指揮命令を受けて法人の業務に従事する者をいう。

(法人の責務)

第3条 法人は、個人情報保護に関する法令等（以下、法という。）を遵守するとともに、実施するあらゆる事業（以下、事業という。）を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定)

第4条 法人は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）を別に定める表（別表1）に掲げる事業を実施することを目的に利用するものとし、目的外利用をしてはならない。ただし、第5条の2項各号に該当する場合を除く。

- 2 法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。
- 3 法人は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について本人に通知、または公表するものとする。

(利用の制限)

- 第5条 法人は、あらかじめ本人（親族、同居人含む。以下、同様とする）の同意を得ることなく前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。
 - (1) 法令に基づく場合。
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第3章 個人情報の取得制限等

(取得の制限)

- 第6条 法人は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。
- 2 法人は、思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。
 - 3 法人は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等の規定に基づくとき。
 - (3) 個人の生命、身体または財産の保護のため必要な場合で、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができなとき。
 - (5) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(6) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4 法人は、前項第5号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨および当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、または公表するものとする。

2 法人は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りでない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。

(2) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第4章 個人情報の適正管理

(個人情報の適正管理)

第8条 法人は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人情報を正確かつ最新の状態に保つものとする。

2 法人は、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3 法人は、個人情報の安全管理のために、個人情報を取り扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

4 法人は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人情報を、确实、かつ速やかに復元不可能な状態して破棄または削除するものとする。

5 法人は、個人情報の取扱いの全部または一部を法人以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人情報の安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第5章 個人情報の第三者提供

(保有個人情報の第三者への提供)

第9条 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、保有個人情報を第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合。
- (3) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨ならびに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称についてあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

3 法人は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的または個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(第三者への提供に係る記録の作成)

第10条 法人は、個人情報を第三者に提供した場合（第9条の各号のいずれかに該当する場合を除く）は、法第25条に定める第三者提供に係る記録（様式第1号）を作成し、3年間保管するものとする。

(第三者提供を受ける際の確認と記録の作成)

第11条 法人は、個人情報を第三者から提供を受けるに際して（第9条の各号のいずれかに該当する場合を除く）は、法第26条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録（様式第2号）を作成し、3年間保管するものとする。

第6章 保有個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用停止

(保有個人情報の開示等)

- 第12条 法人は、本人から、当該本人に係る保有個人情報について、開示請求書（様式第3号）により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下、同じ）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。
- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 法人の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 2 開示は、書面（様式第4号）により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。
- 3 保有個人情報の開示または不開示の決定の通知は、本人に対し遅滞なく行うものとする。

(保有個人情報の訂正、追加、削除、利用停止、等)

- 第13条 法人は、保有個人情報の開示を受けた者から、書面（様式第5号）または口頭により、開示に係る個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、対応するものとする。
- 2 法人は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第7章 組織および体制

(個人情報保護管理者)

- 第14条 法人は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、法人における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。
- 2 個人情報保護管理者は、事務局長(以下、管理者という。)とする。
 - 3 管理者は、法人会長の指示および本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、従業員に対する教育並びに事業訓練等を行う責任を負うものとする。
 - 4 管理者は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直しまたは改善を行うものとする。
 - 5 管理者は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業において分掌する従業員に委任することができる。

(苦情対応)

- 第15条 法人は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

- 2 苦情の解決責任者は、事務局長とする。
- 3 苦情の受付業務は、従業員の苦情受付担当者とする。

(従業員の秘密保持義務)

第16条 法人の従業員または従業員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容を第三者に漏洩、または不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 法人の従業員または従業員であった者は、プライバシー情報の保護に関しても別途厳格に法令等を遵守するよう努めるものとする。
- 3 従業員は、個人情報の取扱いに関する誓約書を管理者に提出するものとする。

第8章 雑則

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、法人が取り扱う個人情報に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 この規定の施行の際、現に法人が保有している個人情報は、第6条により取得したものとみなす。